

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱

制 定 建住政第150号 平成26年6月23日

最近改正 建住政第2040号 平成30年3月31日

（目的）

第1条 この要綱は、環境性能の向上により、住宅の価値を高めるエコリノベーション等工事を行おうとする横浜市内に当該住宅を所有する者に対して、これに要する費用の一部を補助することにより、民間住宅市場における既存住宅の温暖化対策を誘導し、市内企業等の技術力の向上、子育て世帯等の住宅取得支援の促進及び市民への普及啓発等の取組を推進することを目的とする。

2 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度に係る補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、規則の適用にあたっては、工事の内容に応じた単価設定により補助金の額を算出することから、規則第24条ただし書に規定する2人以上の事業者からの入札又は見積書の徴収を行う必要がないと市長が認める場合として取り扱うものとする。

（定義）

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）一戸建ての住宅

住宅のうち、1つの建築物が1戸の住宅であるものをいう。ただし、兼用住宅の場合は、住宅の用途に供する部分をいう。

（2）共同住宅等

建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく「共同住宅」及び「長屋」をいう。

（3）区分所有者

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の規定に基づく「区分所有者」をいう。

（4）エコリノベーション等工事

住宅の断熱性の確保に繋がる断熱改修や省エネルギー性能を向上させる設備改修など、省エネかつ健康な住まいに繋がる工事で市長が定めるもの

（5）特定改修住宅

エコリノベーション等工事を行う住宅のうち、エコリノベーション効果がより高くなる改修を行う住宅として市長が定めるもの

（6）一般改修住宅

エコリノベーション等工事を行う住宅のうち、特定改修住宅以外のものをいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号に該当する住宅とする。

（1）横浜市内に存する一戸建ての住宅（棟単位）又は共同住宅等（住戸単位）

（2）耐震性を確保した住宅（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。）又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（エコリノベーション等工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含む。））

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象住宅の所有者又は区分所有者(法人、団体及び組合等を含む。以下「当該住宅所有者」という。)とする。

(補助の内容及び実施の範囲等)

第5条 市長は、横浜市内に存する既存住宅において当該住宅所有者が行うエコリノベーション等工事に必要な建材・設備等のうち、「省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助制度実施要領」別表に掲げるもの(以下「補助対象建材・設備等」という。)の購入に対して、同表で定める各補助対象建材・設備等の補助金額の合計額(1工事当たり40万円を限度とする。ただし、特定改修住宅に係る工事については、1工事当たり80万円を限度とする。)を補助することができる。

2 同一の当該住宅所有者に行う補助は、同一年度内で10戸を限度とする。

3 同一の住宅に行う補助は、1回を限度とする。

4 市長は、本事業を実施する年度の予算の範囲内で本事業を行うものとし、当該年度ごとに、第6条に規定する事業計画申請、第9条に規定する工事完了報告及び補助金交付申請、第11条に規定する補助金交付請求の提出期限等を定めることができる。

(事業計画の承認)

第6条 この要綱の適用を受けようとする当該住宅所有者は、あらかじめ事業計画書(第1号様式)に関係書類(工事金額が100万円以上の場合は、市内事業者(横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。)から見積りを徴収するものとし、見積書の写しを含む。)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、事業計画書の提出があった場合において、当該事業計画の内容を審査の上、適切であると認めた場合は、事業計画承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による計画の承認を通知する場合において、必要があると認めたときは承認通知に条件を付することができる。

(変更承認等)

第7条 前条第2項の規定により、市長の承認を受けた者が事業計画の内容を変更(次の各号に掲げる変更に限る。)しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第3号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助予定額の増額を伴う変更

(2) その他市長が必要と認める変更

2 市長は、前項の申請を受理したときは、申請内容を審査し、適切であると認める場合は、事業計画変更承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取り止め)

第8条 第6条第2項の規定により、市長の承認を受けた者が工事を取り止めるときは、速やかに事業取止届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(工事完了報告及び補助金交付申請)

第9条 第6条第2項の規定により、市長の承認を受けた者は、エコリノベーション等工

事が完了したときは、工事完了報告書及び補助金交付申請書（第6号様式）に関係書類（工事に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し及び、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを含む。）を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第10条 市長は、前条に掲げる工事完了報告書及び補助金交付申請書を受理した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書（第7号様式）により申請者あて通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に掲げる通知を受理した当該住宅所有者は、補助金交付請求書（第8号様式）により、市長に対し補助金を請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）又は第15条の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付後に第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、期限を定めて補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（普及啓発の実施協力）

第13条 適用を受ける当該住宅所有者は、事業の普及啓発について市長の求める協力を行うものとする。

（暴力団の排除）

第14条 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第8条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 法第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(指導、監督)

第 15 条 市長は、当該住宅所有者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を命じ、又は必要な助言、勧告等を行うことができる。

(実施の細目)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市長

当該住宅所有者（所有者・区分所有者）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

印

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
事業計画書

横浜市住まいのエコリノベーション補助制度の適用を受けたいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

申請する補助種別 (いずれかに○をつける)	一般改修住宅	・	特定改修住宅
建 物 名 称			
所 在 地			
工 事 着 手 予 定	年 月 日		
工 事 完 了 予 定	年 月 日		
耐 震 性 能	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降の建築確認済 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築確認だが、耐震性能を満たしている <input type="checkbox"/> 平成31年2月28日までに耐震改修工事予定		
他補助金の利用	<input type="checkbox"/> 横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助事業は利用しません。 <input type="checkbox"/> 上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。		
工 事 内 容	<input type="checkbox"/> 開口部（窓・ドア）の断熱改修 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 外壁の断熱改修 <input type="checkbox"/> 屋根（天井）の断熱改修 <input type="checkbox"/> 省エネ・創エネ設備の導入 <input type="checkbox"/> HEMSの設置 <input type="checkbox"/> 既存住宅取得と合わせた改修		

(一戸建ての住宅)

敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²
延 べ 面 積	m ²	構 造	
階 数	地上 階 / 地下 階		

(共同住宅等)

敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²
延 べ 面 積	m ²	構 造	
階 数	地上 階 / 地下 階	総 住 戸 数	戸
エコリノベーション等工事をする住戸			
床 面 積		階 数	

(横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用する場合は、以下を記入)

改修前の断熱性能	床・外壁・屋根（天井）の断熱改修を行う場合で、改修後と同程度の省エネ性能の断熱材がすでに施工されている箇所 ※改修を行わない箇所は回答の必要なし。 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根（天井）
----------	--

(添付図書)

- (1) 位置図
- (2) 補助申請額の内訳表
- (3) エコリノベーション等工事に係る見積書（エコリノベーション等工事に係る費用及び補助対象建材・設備等の内訳・仕様等が確認できるもの）
- (4) 補助対象建材・設備等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
- (5) 改修する箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- (6) 補助対象住宅の新築（増築）時の建築確認通知書（確認済証）の写し等
- (7) 省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書
- (8) その他市長が必要と認める図書

※添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

様

横 浜 市 長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
事業計画承認通知書

年 月 日に提出されました横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度に係る事業計画書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第6条第2項に基づき通知します。

1 承認対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	
補 助 予 定 額	円

2 条件等

- (1) この補助金の対象となる事業は、事業計画書記載のとおりとする。
- (2) この事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) この事業を取りやめるときは、事業取止届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- (4) 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱その他法令等に違反した場合は、この承認を取り消すものとする。

横浜市長

申請者（所有者・区分所有者）

〒

住所

氏名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

印

電話（ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
事業計画変更承認申請書

年 月 日 第 号で事業計画承認の通知を受けた標記事業については、次のとおり事業計画の内容を変更したいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第7条第1項の規定により、関係書類及び図書を添えて申請します。

建物名称	
所在地	
事業計画承認通知番号	年 月 日 第 号
変更内容	
変更理由	

（添付書類）

- ・関係書類及び図書（別紙のとおり）

※添付図書等は、変更に係る部分のみ添付し、当該部分を図示すること。

※添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

様

横 浜 市 長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
事業計画変更承認通知書

年 月 日に提出されました横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度に係る事業計画変更承認申請書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第7条第2項に基づき通知します

1 承認対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	
変 更 後 の 補 助 予 定 額	円

2 変更承認の条件等

変更承認の対象となる部分は、事業計画変更承認申請書に記載のとおりとする。

横浜市長

届出者（所有者・区分所有者）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

印

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
事業取止届

事業の取り止めをしたいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

建 物 名 称	
所 在 地	
事業計画承認 （変更承認） 通知書番号	年 月 日 第 号
取り止めの理由	

（添付書類）

- ・事業計画承認（変更承認）通知書の写し

横浜市長

報告・申請者（所有者・区分所有者）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

印

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
工事完了報告書及び補助金交付申請書

横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱に基づき、承認を受けたエコリノベーション等工事が完了し、補助金の交付を受けたいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建 物 名 称	
所 在 地	
事業計画承認 （変更承認） 通知書番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
事業対象工事費	円

（添付書類）

- （1）工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- （2）工事完了後の完成写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- （3）工事請負契約書の写し
- （4）その他市長が必要と定める書類

※（1）及び（2）の写真は、現況写真と比較できるように同じ撮影位置とすること。

様

横 浜 市 長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号で事業計画を承認（変更承認）した横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度補助金については、先に提出された工事完了報告書及び補助金交付申請書を審査の結果、次のとおり決定したので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金交付対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	

2 交付決定した補助金の額

円

横浜市長

請 求 者 (所有者・区分所有者)

〒

住 所

氏 名 (法人である場合は法人名及び代表者氏名)

印

電 話 ()

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション (省エネ改修) 補助制度
補助金交付請求書

横浜市住まいのエコリノベーション (省エネ改修) 補助制度要綱第11条の規定により、
補助金を次のとおり請求します。

建 物 名 称		
所 在 地		
補 助 金 交 付 決 定 番 号	年 月 日	第 号
補 助 金 請 求 額	円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 支店
	口 座 番 号	普 通 ・ 当 座
	フリガナ	
	口 座 名 義 人	

様

横 浜 市 長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で補助金交付決定（変更承認）した横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度の補助金については、補助金の交付決定を取り消すことと決定しましたので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第12条第2項の規定により通知します。

1 補助金交付決定取消対象住宅

住 宅 名 称	
所 在 地	

2 取消しの理由

--